

令和3年1月2日

保護者各位

学校法人 大野学園
鈴ヶ森めばえ幼稚園
園長 大野 二良

当園における3学期の教育活動の方針について（1/2改定）

日頃より本園の教育活動にご理解とご協力を賜り、有難うございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、都内の感染者数は増加傾向にあり、今後も感染リスクをゼロにすることはできないという事実を前提とした状況です。

当園では、こうした中でも園児の健康と安全を第一に考え、持続的に保育の機会を保障する取り組みとして、令和3年1月12日（火）より下記の方針ですすめさせていただきます。保護者の皆様方におかれましては、引き続きお子様の健康管理にご協力を頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

幼稚園ゆえ厳格な対応は難しいですが、9月14日改定、東京都より「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン（都立学校）～学校の新しい日常の定着に向けて～ 改訂版 ver 2」に沿って、引き続き飛沫感染と接触感染をできるだけ避けること（手洗い、咳エチケット、マスク着用、消毒など）と、集団感染のリスクとなる「3つの密」の回避に努めてまいります。

※一部の内容は、文科省より「[学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル 学校の新しい生活様式 ver 5](#)」を参考にしています。

記

当園における3学期教育活動の概要は、下欄の通りとします。

- 1、3学期より、通常降園時間の午後保育を開始します。
- 2、午前保育は、引き続き2学期間同様の午前保育とします。
- 3、新型コロナウイルス感染症の状況により、急な変更もございます。

1、令和2年度3学期について

- (1) 登降園時間については、「8、登降園時間について」をご参照下さい。
- (2) 3学期間（1月12日から3月19日）は、引き続き自由登園とします。各ご家庭で登園されるか否かをご判断下さい。なお、登園されない際は「欠席」にはならず、「出席」扱いとなります。
- (3) 保護者会、保育参観など保護者の参加については、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮し、控えさせていただきます。但し、場合により臨時の保護者会を時程分割するなどして開催することがあります。
- (4) 「年長お別れ遠足」は行う方向で検討しておりますが、行き先の変更・滞在時間の短縮を予定しております。
- (5) 「年長マラソン大会」は行う方向で検討しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮し、年少中児の現地応援は控えさせていただきます。
- (6) 「卒園式」は開催する方向で検討しておりますが、感染予防のための対策として、参列者の人数制限などを取らせて頂くこともございます。なお、卒園式当日は、年少中児はお休みです。

2、保護者の方へご協力をお願いします

- (1) 園児が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、また、疾病に対する抵抗力を高めるため、ご家庭における十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事に心掛けて下さい。
そして、新型コロナウイルス感染症についての理解として、感染者や濃厚接触者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為をしないよう、ご家庭でもお声掛け下さい。
- (2) 園児が感染する場合、家庭内感染であることが多いと言われております。そのため、密閉空間、密集場所、密接場所という3つの条件が同時に重なる場を避けていただきますよう、ご家庭でもご協力下さい。
同居のご家族の中に新型コロナウイルスに感染した者がいる場合、園児が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに園にお知らせ下さい。
- (3) 園児の健康管理（検温と症状の観察）及び、登園する園児はマスクの着用をお願いします。発熱や咳等の風邪症状や日々の健康観察において何らかの症状がみられる場合は、無理をせず欠席するようにして下さい。

- (4) 毎朝自宅で検温し、体温を記録して下さい。体温の記録につきましては、園ホームページより「検温表PDFファイル」をダウンロードし、印刷したものに記入します。一週間分の検温表を毎週月曜日に通園カバンの外ポケットに入れて提出下さい。月曜日が休日などの場合は、翌日の提出となります。
- (5) 園児の水筒は、新型コロナウイルス感染予防のため、お友達に飲み物をあげたり、もらったりしないようにご家庭でもお声掛け下さい。
- (6) 体調不良を訴えた園児の対応については、ご家庭へ連絡致しますので、お迎えに来て頂きますようお願い致します。なお、必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をします。

3、教職員について

- (1) 教職員は、園児と密に接することから、手洗い、咳エチケットの励行や健康管理などの感染症対策を徹底します。
- (2) 教職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱や咳等の風邪症状の見られる教職員は出勤を行わないことを徹底します。
- (3) 教職員は、出勤時に職員室入口前で消毒液を使つての消毒、職員室入室後すぐに手洗いとうがいをします。
- (4) 園は毎日、教職員の健康状態について問題がないことを確認し、3週間は記録を保管します。
- (5) 教職員は、園児との関わりの中で濃厚接触と思われる行動は極力避けたいと考えておりますが、状況によりスキンシップをとることがあります。
- (6) 勤務時間外においても、「3つの密」が想定される場所、特に「3つの密」が同時に重なる場所を避けることに徹底します。

4、園内における消毒・清掃について

- (1) 正門前・各保育室前に消毒液を設置しています。
- (2) 正門ドアノブ、バス門ドアノブ、インターホンは1日に複数回、消毒液を使用して清拭します。
- (3) 園児がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ類）は1日1回、消毒液を使用して清拭します。

- (4) 保育室内は清掃により清潔な空間を保ちます。
- (5) 園庭遊具は、消毒液を使用しての清拭は行っておりません。

5、保育における取り組みについて

- (1) 園児が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、発達段階を踏まえた指導を行っていきます。
- (2) 当園の教育活動では、園児の興味や関心に応じた遊びを重視していますが、感染リスクを踏まえ、園児が遊びたくなる拠点の分散をするため、学年毎に時程を分割するなどして、園庭・ホール・多目的室（ひまわり組・センタールーム・母の会室）を使用します。
- (3) 登園時、活動・行事練習などの後、外遊びの後、体操教室の後、トイレの使用後、お弁当を食べる前後に手洗いの励行を徹底します。
- (4) 園児が歌を歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないよう努めています。
- (5) 園児が自ら正しいマスクの着用、適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、保育者が援助や配慮をするとともに、園児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保していきます。
- (6) 保育室は換気のため窓を常に開放します。暑い時や寒い時は窓を開放したまま冷暖房を付けます。

6、マスクの着用について

- (1) 教育活動において、原則、園児及び教職員はマスクを着用しますが、十分な身体的距離が確保できる場合、マスクの着用をしないことがあります。
- (2) マスクを着用することにより呼吸に負荷がかかる場合や、気温・湿度が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外すことがあります。
- (3) 体操教室においてはマスクを外して行います。外したマスクは、マスクケースに入れて保管します。

7、園バスについて

(1) 園バス運行について

引き続き密集時間を短縮するための対策として、午前・午後保育ともに帰りの2便について利用者数の多いブランズシティを最初の停留所とします。時刻表は後日れんらくアプリで配信致します。

(2) その他

- ①バス内で大声を出さないよう努めます。また、バス内での園長先生との朝のご挨拶及び園長先生とのじゃんけんは控えさせていただきます。
- ②バス内（ドアノブ・手すり・座席など）は1日に複数回、消毒液を使用して清拭します。
- ③晴天時、園バス内のエアコンを外気にした上で換気のため窓を開放します。
- ④雨天時、園バス内のエアコンを外気にした上で車内の空気を循環させます。

8、登降園時間について

(1) 全学年、登園時間は9時から9時半です。

(2) 午後保育にご不安な保護者の方は午前中のみ保育でも結構です。

(2) 3学期間は、引き続き時差降園とします。決められた時間に降園できますようご協力下さい。お子様を引き取られましたら、速やかに降園下さい。

※兄弟関係の保護者につきましては、低学年降園時間のお迎えになります。

※行事などにより水曜日が午後保育になる場合がありますので、必ず毎月の「めばえ通信」をご確認下さい。

月・火・木・金曜日・・・午後保育 14時00分降園

①年少児は、14時から**14時10分**が降園時間となります。

②年中児は、14時10分から**14時20分**が降園時間となります。

③年長児は、14時20分から**14時30分**が降園時間となります。

水曜日・・・午前保育 11時45分降園

①年少児は、11時45分から12時が降園時間となります。

②年中児は、12時から12時15分が降園時間となります。

③年長児は、12時15分から12時30分が降園時間となります。

9、預かり保育について

(1) 預かり保育の時間帯が変更となります。

※保育前：8時から9時

※午前保育後：11時30分から12時30分

※午後保育後：14時00分から15時

(2) 令和3年1月分の預かり保育を申し込まれた方は、お迎えの時間が変更となりますのでご注意ください。園に提出された申込書の手直しは必要ありません。

(3) 今後の新型コロナウイルス感染の状況により、急な変更もございます。

10、絵本の部屋について

(1) 絵本の部屋の時間帯が変更となります。

※保育後：14時30分から16時

※定員は、全学年合わせて10名です。

(2) 今後の新型コロナウイルス感染の状況により、急な変更もございます。

11、お弁当について

(1) 3学期間は、1つの容器に入れて下さい。(3学期間の給食は行いません)

(2) お箸、フォーク、スプーンなどの持ち込みは可としますが、忘れた場合は感染拡大防止を考慮し、園での貸し出しは致しません。

(3) 飛沫感染を避けるためのパーテーションは、年中児と年長児は個人持ちとします。使用後は持ち帰りますので、ご家庭で消毒をして翌日お持ちせ下さい。忘れた場合は感染症拡大防止を考慮し、園での貸し出しは致しません。年少児につきましては、両サイドを付けた手作りパーテーションを使用します。園で管理し、1日1回以上は消毒液を使用して清拭します。

(4) お弁当の中身は、20分以内で食べられる量にして下さい。果物などのデザートを入れることはご遠慮下さい。そして時間内に食べ終わらなくても終了します。ピックは、2本から3本程度の使用は可とします。サンドイッチ時の牛乳の持ち込みはご遠慮下さい。飯温機は使用しません。

(5) 場合により、密集を避けるための対策として、学年でお弁当を食べる場所を分散するなどして、ホール・多目的室を使用することがあります。

- (6) 園児による食後の歯ブラシ及び保育者による仕上げ磨きは、感染防止を考慮して控えさせていただきます。歯ブラシは持参なさないようにして下さい。
- (7) マスクは食事前に外し、マスクケースに入れて保管します。そして、食後は速やかにマスクを着用するよう指導を行っていきます。

1 2、誕生会について

- (1) 学年毎に時程を分割して時間を短縮して開催します。
- (2) お誕生会に参加される誕生児は、マスクの着用をお願いします。
- (3) 園内に入れる保護者は1名とさせていただきます、マスクの着用をお願い致します。
- (4) 参列者に対して、入場前に消毒液を利用するよう、教職員がその場で直接呼びかけます。誕生会の最中は、換気のため窓を開放させていただきます。
- (5) 誕生会では、誕生児および保護者がマイクを使用してお話をする場面があります。誕生児には、教職員が都度マイクを消毒して対応します。保護者には、教職員がマイクを持ったまま対応します。

1 3、当園において感染者などが発生した場合の対応

- (1) 感染の疑いがあると判明した場合
 - ①園にご一報下さい。感染の疑いがある者が園児や同居の家族の場合、学校保健安全法 第19条に基づき、その園児は出席停止の措置を、教職員などの場合、自宅勤務や事故欠勤等により出勤させない措置を、それ以外の園関係者の場合、園内への立入禁止の措置を行う。なお、出席停止等の期間は、感染がないと確認できるまでとする。
 - ②園は、園内での感染の疑いがある者について接触歴などの情報をまとめ、必要に応じて園所在地の保健所へ相談する。
 - ③原則として臨時休園は実施しない。ただし、園内での集団発生が疑われる場合には、衛生主管部局（保健所を含む。）等の助言等を参考に、必要に応じて臨時休園を実施する場合がある。
- (2) 感染者が判明した場合
 - ①速やかに園にお知らせ下さい。園は、園児や同居の家族、教職員等、園関係者が感染したと判明した場合、症状の有無や経過、園内における活動の態様、接触者

の多寡、感染経路の明否等について、本人等に確認を行う。感染者が園児や同居の家族の場合、学校保健安全法 第19条に基づき、その園児は出席停止の措置を、教職員等の場合、事故欠勤、病気休暇等の措置を、それ以外の園関係者の場合、園内への立入禁止の措置を行う。出席停止等の期間は治癒するまでの間とし、治癒は医療機関ないし保健所の判断に基づく。

なお、本項の状況の下、接触者に感染の疑いのある場合、前項（1）による取扱いを同様に行う。

②園は、園内での感染の疑いがある者について接触歴等の情報をまとめ、必要に応じて幼稚園所在地の保健所に相談する。

③保健所の指示による感染者の行動範囲の消毒及び園内での濃厚接触者の特定がなされるまで、原則として幼稚園を臨時休園とする。

なお、感染した者等の園内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等を総合的に考慮し、衛生主管部局（保健所を含む。）と相談の上、必要に応じて、休園の実施の有無、規模、期間について検討し、幼稚園の一部又は全部を休園する場合がある。

なお、この「当園における3学期の教育活動の方針について（1/2改定）」は、今後の感染状況の推移や最新の情報を反映して適宜見直すことを予定しています。

以上